

<プレスリリース>

**ブライダル事業における最大の消費者問題「婚礼約款トラブル」にこれで終止符！  
業界初！プロの法律専門家によるサポート付き『ムービー婚礼約款』、ついにお披露目**

\*\*\*\*\*

**株式会社ブライト**（東京都港区芝3-6-12 KS芝公園ビルI 3階／代表取締役夏目哲宏）は、平成30年6月19日より新サービス『**ムービー婚礼約款**』の販売を開始します。

\*\*\*\*\*

株式会社ブライトは平成27年2月の発足以来、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁理士等の法律系士業とのネットワークを用いて、全国のブライダル事業者向けに幅広く法律サービスを提供してまいりました。

昨今のブライダル業界は、一部の消費者団体や消費者センター等から、キャンセル料水準の妥当性や持ち込み規制の是非等、『事業者と消費者（新郎新婦）との取引のあり方』について批判的な指摘を受け続けています。これらの批判は必ずしも実態を踏まえていないことも多いためブライダル業界に身を置く者として忸怩たる思いでおりますが、一方で、ブライダル事業者側にも、時代の流れへの対応の遅れを感じる面があることも否定できません。

日本で唯一のブライダル事業専門の総合法務サービス『BRIGHT』は、その発足以来、消費者と事業者間のトラブルを数多く見聞きし、その対応を支援してまいりましたが、これらトラブルの源流には、次に挙げるブライダル業界側に潜むひとつの課題があるのではないかと気付くに至りました。

その課題とは、『**婚礼約款の新郎新婦への説明不足**』です。

昨今わたしたちの業界で発生している顧客トラブルはこの点にほぼすべての問題の源流があると、私たち『BRIGHT』は考えるのです。

とはいえ、日々の業務に忙しいホテル・結婚式場の現場スタッフが、婚礼約款の内容や法的な裏付けをすべて理解し、それを正確に説明（アウトプット）することは簡単ではありません。また仮にそのレベルに至ったとしても、法令は毎年のように改正され、「音楽著作権」や「美容師法」のようにある日突然新しいテーマが浮かび上がってきますので、それらを適宜把握し、理解し、その上で新郎新婦に正しく説明していくのは至難の業です。

また、そもそもプランナーをはじめとした現場のスタッフが、本来最も努力、注力すべきは「よりよい結婚式」をご提案または実現するためのスキルを高めることであって、「婚礼約款」の内容について説明するための高度な法的知識の習得ではありません。

こうした背景を踏まえ『BRIGHT』は、創設以来3千件を超える相談対応実績のノウハウをもち、この分野の「全国で唯一の専門集団」である私たちが、ホテル・結婚式場の皆様に代わって、ムービー（映像）を用いて新郎新婦により正確に、より分かりやすく「婚礼約款」のご説明を差し上げることで、ブライダル業界に溢れる不幸な顧客トラブルを減少させることができるのではないかと考えるに至りました。

その考えがカタチになったのが、この**新サービス『ムービー婚礼約款』**です。

この『ムービー婚礼約款』を現場に導入すれば、

- ① **新郎新婦の結婚式契約に対する理解を深め、**
- ② **現場スタッフの負担を軽減し、**
- ③ **「説明いたしました」「いや、説明されていません」という類の不幸なトラブルを激減させること**  
が可能となるのです。

『ムービー婚礼約款』の尺は、会場ごとに前後しますが約 15 分を予定しています。iPad 等のタブレットで視聴可能で、法律とブライダル事業に精通する私たち『BRIGHT』の専門家の監修の下、プロのナレーションによる音声とアニメーション等を交えた画面をもって、**複雑な結婚式契約の内容を新郎新婦に分かりやすく説明します。**

また、単に新郎新婦の理解が促進されるのみならず、担当者が最も忙しい「契約のご意思をいただいた直後」というタイミングで『ムービー婚礼約款』が婚礼約款の説明を代行してくれますので、この「魔法の 15 分」を用いて、**担当者は新郎新婦をお待たせすることなく、契約締結に向けた事務処理を効率よくこなすことができます。**

さらに、新郎新婦から婚礼約款についてのお問い合わせがあった場合には、担当者は直接『BRIGHT』の専門家に電話等で相談することができたり、将来関係法令が改正された場合には『BRIGHT』から連絡が入り無償でメンテナンスをすることができたりする等、付属サービスも充実しています（有効期限はありますが延長も可能です）。

**そう、この『ムービー婚礼約款』を導入したブライダル事業者は、この業界最大の消費者問題である「婚礼約款トラブル」に関してのお悩みから解放されるのです。**

ブライダル業界を取り巻く昨今の法律環境は、ますます複雑化し、混沌としてきておりますが、我が国に息づいてきた「結婚式」という唯一無二の文化を守り、発展させていけるよう、『BRIGHT』は全国のブライダル事業者の法律面での守護神となり、事業者が本業に集中できる環境を創り出すことで、ひと組でも多くの幸せな「結婚式」をこの国に花開かせたいとの思いで、引き続き全力を尽くしてまいります。

『ムービー婚礼約款』にご関心のある方は、お気軽に下記連絡先までお問い合わせください。

平成 30 年 6 月 8 日

BRIGHT 代表 夏目 哲宏

連絡先／ TEL 03-6453-9652 MAIL [info@bright-law.co.jp](mailto:info@bright-law.co.jp)

日本初ブライダル事業専門の総合法務サービス

**BRIGHT**